

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人柴田久雄の上告趣意第一点、第二点は、判例違反をいうが、所論引用の各判例はいずれも事案を異にし、本件に適切でなく、同第三点は単なる法令違反、同第四点、第五点は事実誤認、同第六点は量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらぬ。

弁護人上條義昭の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、訴因変更の要否につきなんら判断を示したものではないから、所論は前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらぬ。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年一月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環	昌	一
裁判官	江	里	口
裁判官	高	辻	正
			己